地方選挙はあなたが主役です

明るい一票でしあわせなくらしを

為禁止される選挙運動行為

禁止される選挙運動行為の主なものは次のとおりです。

- 決定のポスター、立札、看板、ちょうちんの類以外のもの掲示。
- 法定選挙以外の頒布。
- 選挙当日の選挙運動。
- 個人演説会以外の演説会。
- 国・県・市・国鉄電話局・専売公社の建物・官・庁・団体の建物・官・庁・団体の敷地内、病院・診療所などにおける演説。
- 第三者の行なう立会演説。
- 戸別訪問。
- 署名運動。
- 契約を強る行為。
- 選挙行為（演説会場、街頭演説の場所を除く）。
- 未成年者の選挙運動。
- 選挙権、被選挙権停止。
- 中の者の選挙運動。
- 湯茶、茶菓以外の飲食物の提供。
- 特定の寄附。
- 公務員、教育者などの地位利用の選挙運動。
- 事前運動の一切。

新しい試み　市議選　選挙公報を発行

各候補の政見を発表

今回の市議選から果下版四頁、写真入り、写真選挙公報として掲載する。

そのまま写真に撮ったもの）によって作製することになっていますが、この公報が、有効票のお手許に届くのは、月二十七日頃になる予定です。

四月二十八日（投票日の前前日）までに、この公報が、手許に配目、または、ご注意ください。

街頭演説　朝六時から夜九時まで

連呼行為は禁止

昨年五月に公職選挙法の大改正が行なわれ、今回の選挙では、従来と相当変った点がありますが、そのうちでも、公務員などの地位利用の関係が厳重に禁止されることになりましたので、ご注意下さい。

この主旨は、公務員などが、自らの公職の地位を利用して行なう選挙運動を禁止して、各候補者間の選挙運動の均衡を保つことと、公職の権限とがあると誤解されるおそれがあるようにしようとするものと思われます。

公務員の範囲が非常に広く解釈されていますので、間違いのないように願っています。

公務員というのは一般職はもちろん特別職のすべてを含むもので、自らの組織を利用したり、身分関係を利用したりしてはいけないことは厳重に慎しんで下さい。

公務員の地位利用　厳重に規制される

ポスター掲示の注意　県議市議とも千二百枚

選挙運動用のポスターは、県議・市議とも千二百枚となっていますが、このポスターを貼る場合は次のことに気をつけて貼って下さい。

一、国、県、市、国鉄などは法律で禁止されている建物や構築物に貼らないこと。ただし、官命や市営住宅などは必ず居住者管理者の承諾を受けて下さい。

二、私人の建物や柳樹類に貼る場合でも必ず承諾なしに貼ってはいけないこと。ただし、官命や市営住宅などは必ず居住者管理者の承諾を受けて下さい。

三、東北電力の電柱は地上二メートル以内に限って許可されることになっていますが、電柱に貼るためには、会社に申請する必要があります。

四、電話柱も使用してよいことになりますが、これも電話局の検印が必要です。

五、いずれの場所に貼ったポスターでも、選挙後は必ず、はぎとって下さい。

六、間違った違反ポスターなどで警察や選管が、即刻はぎとって下さい。

七、その他禁止の点は警察、選管に聞き合して下さい。

屋内用ポスター等は違法

従来選挙の際に見受けられた「屋内用ポスター」とか「室内用ポスター」は法律で禁止されたものではありません。

自分の家の裏窓や勝手場まで貼ってはならないということになりますが、いうまでもなくこれは、そもそのポスターを掲付したお者や配付の責任者は、遊反行為であることに気をつけ、お互いにいましめ合って下さい。

ポスター・看板等の規格

ポスター、看板、ちょうちんなどの規格と使用の制限は次のとおりです。

◇ポスター……長さ四十二センチ、巾三十センチ以内

裏面に掲示責任者と印刷者（印刷所）の住所と氏名を必ず書くこと

◇看板……縦二百七十三センチ、横七十三センチ以内

◇ちょうちん……高さ八十五センチ、直径四十五センチ以内

◇選挙事務所を表示するために必要な看板、立札、ポスターの類は合わせて三個以内掲示できる。

ちょうちんは一個だけ使用できるが、三個以内の数とは別個である。

◇演説会場では使用できない。

◇自動車に取付ける看板、立札、旗は、選挙の目的、政党、団体の氏名、政党、政治団体の名称以外のものは絶対できない。

つまるところ、表示のつもりで、必ず、表示の内容は、必ずしも手段ならば、必ずしも手段ならば、必ずしも手段ならば